

第4章 大館市

第1節 大館山口法律事務所・司法書士山口祐三子事務所

荒谷 尚弘

はじめに

現在、司法過疎や弁護士過疎といった言葉をよく耳にしますが、実際、司法過疎は深刻化しているのでしょうか。また弁護士過疎は進んでいるのでしょうか。数字だけを見ると司法アクセスの方法や弁護士は増加傾向にあります。しかし、それでもまだ改善しているとは言えません。つまり、現実において、数字と現実は大きく異なっているのです。

秋田県大館市には法律事務所が4つありますが、それでもまだ市民のニーズに応えるために十分ではありません。私は大館出身ですが、実際に調べてみて初めて、これほど多くの司法に対するニーズがあったのかと驚きました。また司法書士にいたっては、どれほどの需要があるのか見当もつきませんでした。

そこで、2008年9月30日、裁判法ゼミナールでは、大館山口法律事務所と司法書士山口祐三子事務所を訪問して聞きとり調査を行いました。この事務所は、ご夫婦の山口弁護士と山口司法書士が、同一の建物内で独立した二つの事務所を構えるという形態となっています。業務や税務申告等もそれぞれ別に行っているそうです。山口弁護士と山口司法書士のお二人に伺ったお話をもとに報告します。

1. 大館市の紹介

大館市は、秋田県北東部出羽山地を縫って流れる米代川と長木川の清流沿いに開けた大館盆地にあります。北緯40度16分、東経140度34分。秋田、青森、岩手の北東北三県の要衝の地であり、古くから人々が定着し、縄文時代早期の遺跡も残っています。

明治22年(1889年)に町制を施行し、鉱石と秋田杉の美林に恵まれ、県北部の政治、経済、文化の中心都市として大館は発展しました。

昭和26年(1951年)4月1日、大館町と釈迦内村が合併し、大館市が誕生しました。さらに昭和30年(1955年)3月1日には5村(長木村、上川沿村、下川沿村、真中村、二井田村)を、同年3月31日には十二所町を、昭和42年12月21日には花矢町を、それぞれ編入しました。平成17年(2005年)6月20日に、比内町、田代町を編入し、現在の市域を形成するにいたりました。

面積は、913,70平方キロメートルで、人口は8万2,900余名です。自然環境に恵まれ、あきた北空港(大館能代空港)や日本海沿岸東北自動車道などの高速交通体系、各種施設の充実などの住環境や、経済環境の整備が進み、大館市は、北東北の拠点都市へと飛躍の時を迎えています(大館市役所HP(<http://www.city.odate.akita.jp/>)より転載)。

2. 大館山口法律事務所・司法書士山口祐三子事務所

(1) 所在

大館山口法律事務所・司法書士山口祐三子事務所

住所：秋田県大館市赤館 2-3

TEL：0186-59-6484(法) TEL：0186-42-4331(司)

FAX：0186-42-3301(法) FAX：0186-43-1792(司)



(2) 事務所の構成

事務所の構成については、それぞれの事務所において職員が2人ずつ、山口弁護士、山口司法書士の計6人が、別々に業務をこなしています。弁護士と司法書士と一緒に勤務するメリットには、例えば司法書士の代理権の範囲を超える事件は弁護士に引き継ぐなど、それぞれの専門的な権限や知識を活かし、連携して事務処理できることが挙げられます。

3. 弁護士業務

(1) 一般的な弁護士業務

弁護士の業務は、利害や権利が対立して争いが起こったとき、裁判において依頼人の代理となり、刑事事件、民事事件などの分野で活躍することです。刑事事件の場合、弁護の依頼を受けた弁護士は、拘留所などの接見室で被疑者、被告人と面会し、証拠や証人にあたり、被害者との示談交渉を行います。依頼者の人権を守り、その言い分を代弁し、刑事訴訟手続を適正に保障するために、弁護士は、全力を尽くして裁判に取り組みます。

民事事件の場合は、争いの一方当事者の代理人として、その利益を最大限実現すべく、情報や証拠を集め、相手方と交渉し、弁護方針を立てます。依頼人の言い分を代弁するだけでなく、法にもとづいて当事者の納得する解決へ導くことが、その職責となります。

また、法廷内外での弁護活動のほかに、市民の法律相談や企業に対する法的アドバイス

なども行います。

(2) 山口弁護士について

ご出身は奈良県ですが、司法修習の場所が秋田であったことと、当時大館市に弁護士が2人しかおらず人数が足りないと実感したことがきっかけで、大館市に法律事務所を開設されました。大館市の印象が良かったことも、着任の理由であるとのことでした。

(3) 山口弁護士の業務状況

現在大館市に弁護士は4名ですが、仕事は徐々に忙しくなっているようで、法律相談をしようと思ってもすぐに受けられるというわけではなく、4名の弁護士とも相当の待ち時間がかかり、もう1~2件ほど法律事務所があってもよいとのことでした。法律相談の枠は1件あたり30~60分ほどで、相談に来る方は50~60代の方が多いとのことでした。相談者が高齢の場合は、方言が聞きとりにくくて苦勞されることもあるそうです。

勤務時間は月曜日から金曜日まで9時から17時までですが、多忙により残業や休みがとれないことも多々あります。

業務の割合は、債務整理が7割ほどで、その他は家事・労働事件等を扱い、最近は放火事件が多くなっています。過疎地では、様々な仕事をこなさなければやっていけないそうです。大館市にいらした当初は、まだ大館ひまわり基金法律事務所がなかったため、国選弁護事件¹は月6、7件ありましたが、現在は月1、2件ほどに落ち着いています。また、現時点での当番弁護事件²は、月に1、2回あるかないかだそうです。

相談、依頼ルートは、市役所の法律相談を通じての紹介、相談者が訪れた地域の機関からの紹介、依頼者や知人を介しての紹介のほか、表の看板を見て来る方もいます。大館市民のみでなく、北秋田、鹿角などから相談しにくる方も多いということです。

4. 司法書士業務

(1) 一般的な司法書士業務

主な司法書士の業務に、不動産登記、商業登記、裁判事務があります。

不動産登記とは、土地や建物といった不動産の所有権などを確実なものにするための法的な手続をいいます。司法書士は、売る人と買う人の意思を確認した後、法務局や地方法務局で、売買される不動産の様々な情報を確認し、不動産登記に関する書類やお金に関する

¹ 国選弁護制度とは、刑事訴訟手続きにおいて、被疑者・被告人が貧困などの理由で私選弁護人を選任することができないときに、裁判所に請求することにより、国の費用で弁護人を付することによって被疑者・被告人の権利を守ろうとする制度（被疑者については刑事訴訟法37条の2、被告人については憲法37条3項、刑事訴訟法36条）です。大別すると被疑者国選制度（起訴前）、被告人国選弁護（起訴後）との二本立ての制度になっています。この制度によって就任する弁護人を国選弁護人と称します。

² 当番弁護士制度とは、警察に逮捕された人やその家族、友人、知人などが直接に、または警察や裁判所を通じて弁護士会に連絡すると、その日の当番弁護士が48時間以内に逮捕された人のところへかけつけて、どのような権利があるのか、今後の刑事手続きの流れ、事件の見通しなどについて、法律の専門家としてアドバイスをするという制度である。

契約書を作り、その書類にもとづいて不動産を売る人と買う人の間で売買手続を行うこととなります。契約によって名義が変わった不動産を登記するのも司法書士の仕事です。

商業登記とは、会社の設立にまつわる法律的な様々な手続です。まず、会社設立や合併を行おうとする関係者の意志を確認したのち、議事録など必要な書類を作成して法務局に提出します。

裁判事務とは、訴訟を起こす人や起こされた人の相談を受け、訴訟に関する書類を作成することです。まず詳しく状況を聞いて訴訟の内容を把握し、訴状や答弁書、調停申立書などの必要書類を作って裁判所に提出します。本人訴訟の場合、司法書士は、以後の方針を確認するために裁判を傍聴することもあります。簡易裁判所では、依頼者の代理人として法廷に立つこともあります。

(2) 山口司法書士について

ご出身は大館市で、司法書士資格を取得された後、東京で開業されることなく働いておられましたが、大館市に戻られた後、平成15年から司法書士として活動されています。開業のきっかけは、簡易裁判所代理権（以下、簡裁代理権³）が平成15年から司法書士に付与されたことにあります。秋田市で100時間の講習を経て簡裁代理権を取得された後、4年間ご実家の一室で債務整理事件等を扱った後、1年前から現事務所に移られています。

(3) 山口司法書士の業務状況

債務整理と不動産登記業務が半分ずつの割合だそうです。商業登記については、会社は以前から依頼している司法書士に継続して依頼し続ける場合がほとんどで、まだ開業して間もないということもあり、ほとんど扱っていないとのことでした。不動産登記業務は、現在の事務所に移られてから増えたそうです。

大館管内に司法書士は15人ほどいるそうですが、簡裁代理権の認定を受けた方は8人で、実際に簡裁代理権を活用しているのは大館支部の中では5、6人に過ぎません。

司法書士による法律相談業務については、弁護士に相談をするよりも敷居が低く、費用も安価なため、相談者側としては相談に来やすいのではないかとおっしゃっていました。

また、秋田県司法書士会では、司法書士過疎対策として、宣伝用のDVD作成や受験生への広告も行っているそうです。

おわりに

今回の調査では、弁護士と司法書士の両方にお話を伺うことができ、大館市の法環境が

³ 2003年4月1日施行の改正司法書士法により、所定の研修（特別研修）を修了した司法書士のうち、簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した者は、簡易裁判所において一定の訴訟代理行為等を行うことができることとされました。

今般の改正では、従来は原則として弁護士にしか認められていなかったものを、特別研修を修了したうえで法務大臣の認定を受けた司法書士（通称「認定司法書士」という）に限り、書類作成権限に加え、裁判の目的の価額が90万円（現在は140万円）以内の事件について、さらに代理人となる権限を認めたものです。

どのような状況になっているのかを知ることができました。大館市には現在4名の弁護士がいますが、以前は一時期2人しかおらず弁護士過疎は深刻な問題でした。しかし、現在でも業務は手一杯で、法的需要が高いことが分かりました。また、お話のなかで、過疎地では色々な仕事をこなさなければ定着してやっていくのは難しいということを伺い、弁護士自体大変な職業ではあるのですが、広く深く知識が求められたり、休む時間を削ってまでも仕事をしなければならず、過疎地での勤務というのは肉体的にも精神的にも大変なことだとあらためて実感しました。

司法書士の業務状況については、どれほどの需要があるのか未知数でしたが、お話を伺って初めてその需要が多いということが分かりました。また、山口司法書士が女性であるという理由で相談に来る方もいるということでした。性別と相談しやすさも、お忙しさの大きな要因にあるようです。

今回ご訪問した大館山口法律事務所と司法書士山口祐三子事務所は、同一の建物内で独立した二つの事務所を構える形態で、こういった形態の事務所もあるということを知りました。お互いの専門である事柄についてそれぞれサポートしあえるメリットがあり、多くの市民の需要に応じて司法過疎解消に尽力していただきたいと感じました。

最後に、お忙しいなか対応して下さった山口謙治弁護士、山口祐三子司法書士、両事務所の皆様、本当にありがとうございました。



両事務所の建物の外観です。入り口に綺麗な花壇があります。